住所　岐阜県瑞浪市土岐町7203番地10
王士兵　昭和46年8月20日生
付蓉蓉　昭和52年1月11日生
王暁琪　平成18年6月11日生
王暁琳　平成24年4月30日生
住所　京都市南区東九条南河原町24番地
朴好根　昭和40年12月28日生
住所　京都市伏見区向島立河原町60番地21
朴淑勲　昭和19年4月24日生
魏芒順　昭和22年6月18日生

○農林水産省告示第二千三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年八月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町吾郷一五七八から一五九〇まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年八月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県遠野市遠野町三二地割一〇五の六・一〇五の六三・一〇五の六四・一〇五の七三・一〇六・一一二・一一四の一・一一五（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
広瀬北谷
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
徳島県美馬郡つるぎ町貞光
字長瀬　一九番三
二〇番五及び二〇番六
二二番三
二五番六
八五七番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
徳島県美馬郡つるぎ町貞光
字長瀬　二五番一　一号及び二号
二六番一　三号
二〇番二　四号
八五四番一　五号及び六号
四三番一　七号
四四番一　八号及び九号
三九番二　十号及び十一号

○国土交通省告示第七百七十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
森の奥川
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（ロに掲げる土地、昭和四十年建設省告示第千百九十八号で指定した土地及び平成十年建設省告示第千四百八十号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県岩美郡岩美町洗井
字青山平　六九九番及び七〇〇番
七〇〇番一
七〇一番一及び七〇一番二
字青山　七〇二番から七一四番まで
字堤坂　七一五番及び七一六番
字堤ノ上　七二五番から七三三番まで
字女峠　七三六番二から七三六番四まで
七三七番から七三九番まで
七四一番一から七四一番三まで
七四二番から七五六番まで
字青山西平　一八九八番一から一八九八番五まで
字青山頭　一九三一番三から一九三一番七まで
一九三一番九
一九三一番一一から一九三一番二四まで
一九三一番二七及び一九三一番二九
一九三一番三三から一九三一番三九まで
一九三一番四一から一九三一番四三まで
字堤頭　一九三二番二
一九三二番七から一九三二番一〇まで
一九三二番一四
一九三三番二から一九三三番四まで
字女峰　一九三三番六及び一九三三番七

○環境省告示第七十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号ニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ並びに別表第一の二第十三号の規定に基づき、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第百四十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月五日

環境大臣　石原　伸晃

第二号の表中(26)を(31)とし、(21)から(25)までを(26)から(30)までとし、(20)を(24)とし、(24)の次に次のように加える。

(25)	ぶどう油

第二号の表(19)を同表(23)とし、同表(18)中「メチルアルコール溶液」の下に「又は他の海洋環境の保全の見地から有害である物質若しくは有害でない物質と混合している状態で輸送されるもの」を加え、同表(18)を同表(22)とし、同表中(17)を(21)とし、(16)を(19)とし、(19)の次に次のように加える。

(20)	テレフタル酸ジ―二―エチルヘキシル

鳥取県岩美郡岩美町蒲生
字森ノ奥　二二八四番
二二八六番から二二九〇番まで
二二九四番及び二二九六番
二二九八番及び二二九九番
二三〇〇番から二三〇二番まで
二五四七番
二五四八番一
字森ノ奥側　二五五五番一から二五五五番四まで
二五五六番一から二五五六番三まで
二五五七番一及び二五五七番三
二五五九番一
二五六〇番
二五六二番一から二五六二番三まで
二五六三番一から二五六三番三まで
字鍛冶谷　二五六四番
二五六五番一
二五六六番から二五七二番まで
字砥谷上　二五七三番から二五七四番まで
字森ノ奥上　二五七八番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県岩美郡岩美町洗井
字女峠　七三六番二　一号
字青山頭　一九三一番二　二号
一九三一番四　七号
一九三一番四一　六号
字青山西平　一八九八番二　五号
鳥取県岩美郡岩美町蒲生
字砥谷上　二五七四番　三号及び四号